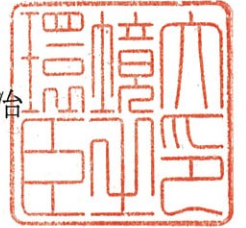


諮問第473号
環水大土発第1710231号
平成29年10月23日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N-メチルビス(2, 4-キシリイルイミノメチル)アミン(別名アミトラス)

1-[3, 5-ジクロロ-4-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素(別名クロルフルアズロン)

2-クロロエチルトリメチルアンモニウム=クロリド(別名クロルメコートクロリド又はクロルメコート)

1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオウレア(別名ジアフェンチウロン)

エチル=(*RS*)-4-シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレン-3, 5-ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート(別名トリネキサパックエチル)

2-(4-*tert*-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=プロパー-2-イニル=スルフィト(別名プロパルギット又はBPPS)

S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル=O, O-ジメチル=ホスホロジチオアート(別名マラチオン又はマラソン)

(別紙2)

2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イルア
ミノ)-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)



中環審第1004号
平成29年10月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



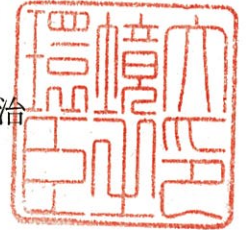
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年10月23日付け諮問第473号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮 問 第 4 9 1 号
環水大土発第1807021号
平成30年7月2日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
中 川 雅 治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3 - (ジフルオロメチル) -N- [(R) -2, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチル-1H-インデン-4-イル] -1-メチルピラゾール-4-カルボキサミド (別名インピルフルキサム)

3, 5-ジニトロ-N⁴, N⁴-ジプロピルスルファニルアミド (別名オリザリン)

2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル = (ジブチルアミノチオ)メチルカルバマート (別名カルボスルファン)

(RS) - α -シアノ-3-フェノキシベンジル = (1RS, 3RS; 1RS, 3SR) -3-(2, 2-ジクロロビニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シペルメトリン)

3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)

2', 6', 8-トリフルオロ-5-メトキシ [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-c] ピリミジン-2-スルホンアニリド (別名フロラスラム)

(別紙2)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]
-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9'-アザビシ
クロ[3.3.1]ノナン(別名アシノナピル)

1-[3,5-ジクロロ-4-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-
ピリジルオキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素
(別名クロルフルアズロン)

2-クロロエチルトリメチルアンモニウム=クロリド(別名クロルメコートク
ロリド又はクロルメコート)

ナトリウム=2-{2-クロロ-3-[2-(1,3-ジオキサラン-2-イ
ル)エトキシ]-4-メシルベンゾイル}-3-オキソシクロヘキサ-1-エ
ン-1-オラート(別名ランコトリオンナトリウム塩)



中環審第1037号
平成30年7月2日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



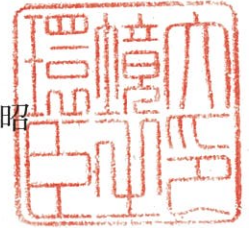
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年7月2日付け諮問第491号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第500号
環水大土発第1812182号
平成30年12月18日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
原田義昭



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

O, O-ジメチル=O-4-メチルチオ-m-トリル=ホスホロチオアート (別名フェンチオン又はMP P)

ベンジル=4-アミノ-3-クロロ-6-(4-クロロ-2-フルオロ-3-メトキシフェニル)-5-フルオロピリジン-2-カルボキシラート (別名フロルピラウキシフェンベンジル)

5-[(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロノイル) アミノ]-1-(5-カルボキシ-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジン-1-イル)-1, 5-ジデオキシ-β-D-アロフランウロン酸亜鉛塩 (別名ポリオキシンD亜鉛塩)

1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸 (別名ポリオキシンA)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸 (別名ポリオキシンB)、1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸 (別名ポリオキシンK) 及び5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-

テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジニル)- β -D-アロフランuron
酸 (別名ポリオキシンL) の混合物 (別名ポリオキシン複合体)

(別紙2)

3-(ジフルオロメチル)-N-[(R)-2,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチル-1H-インデン-4-イル]-1-メチルピラゾール-4-カルボキサミド (別名インピルフルキサム)

(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル 1,1,2,2-テトラフルオロエチルエーテル (別名テトラコナゾール)

O,O-ジメチル O-4-ニトロ-m-トリル ホスホロチオアート (別名フェニトロチオン又はMEP)



中環審第1055号
平成30年12月18日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年12月18日付け諮問第500号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。